# 「家事労働者条約」批准をめぐる ラテンアメリカ諸国の動向

松久玲子

### はじめに

現在、世界の女性労働者の13人にひとりは家事労働者と言われている。世界の家事労働者人口は、推定で5千300万人とされ、その大半は女性と女子児童で、出稼ぎ労働者も多い(Human Rights Watch 2013a: 10)。国際労働機関(ILO)によれば、世界の家事労働者のうち約30%は、労働法の保護対象外で、週休、労働時間制限、最低賃金、時間外手当、出産休暇、社会保障などの保護を受けていない」。

2011年にILO総会で、「家事労働者のためのディーセント・ワークに関する条約」(189号)(the Convention concerning Decent Work for Domestic Workers、以下家事労働者条約と略す)が採択され、その表題にディーセント・ワークが入れられた。ディーセント・ワーク(働き甲斐のある人間らしい仕事)は、1999年にILO総会においてを初めて使用された概念で、その概念には人間らしい生活を継続的に営むことができる労働条件が含まれる。つまり、結社の自由・団体交渉権・失業保険・雇用差別・最低賃金にかかわる労働条件が確保されることによりディーセント・ワークが実現される。ラテンアメリカの多くの下層女性たちが就労している有償家事労働は、これらの条件のほとんどが満たされていない職業であり、さらに児童労働の問題としても取り上げられてきた(Thomas 2002: 61-62)。

この条約は2013年に14か国で批准されて発効したが、批准国のうち8カ国 (アルゼンチン、ボリビア、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、ニカラ グア、パラグアイ、ウルグアイ)がラテンアメリカ諸国だった。さらに、

<sup>『</sup>GR-同志社大学グローバル地域文化学会 紀要―』9,2017,49-78頁. 同志社大学グローバル地域文化学会 ©松久 鈴子

EU諸国が加わり、2015年には批准国が22か国となった。ラテンアメリカにおいても、チリ、ドミニカ共和国、パナマが新たに批准した結果、批准国の半分がラテンアメリカ地域の国々となっている<sup>2</sup>。

本研究ノートでは、ラテンアメリカ諸国における家事労働者の就労状況および「家事労働者条約」の批准と国内法の整備状況について、ILOなどの資料から基礎データをまとめ、ラテンアメリカにおける家事労働者の組織化と条約の批准状況について考察する。

# 1. 家事労働者に関する先行研究と問題設定

個人宅での家事労働を有償で担う家事労働者を対象とした研究は、1970年 代以降の女性学・ジェンダー研究の分野において始まり、それ以前はほとん ど学問研究の対象となっていなかった。ラテンアメリカ地域全体の家事労働 者問題をジェンダー研究の視点から総合的に扱った学術書は、カーネィとガ ルシア (Chaney & García 1989) による『女中はもういらない』 (Muchachas No More: Household Workers in Latin America and the Caribbean) である<sup>3</sup>。1983 年に開催されたラテンアメリカ学会(Latin American Studies Association、以下 LASAと略す)の大会で、はじめて家事労働者を対象とした研究のパネル ディスカッションが行われ、その発表をもとにラテンアメリカ研究者により 研究書が執筆された。この研究は、植民地以降のラテンアメリカの家事(内) 労働者の歴史、1980年当時のアルゼンチン、コロンビア、ペルー、チリ、カ リブ海域、米国の家事労働者の現状、フェミニズム運動と家事労働者の関 係、家事労働者組合、家事労働者自身による経験の記述の5部から構成され ている。社会科学と人文科学研究の多様なアプローチが取られているが、 フェミニストの視点から低賃金、長時間労働で正式な契約や社会保険もなく 搾取される家事労働者の実態を明らかにしようとしている点が共通してい る。カーネィ自身は、研究者としてだけでなくフェミニスト活動家として家 事労働者の組織化に取り組み、1988年にラテンアメリカ・カリブ海域家事労 働者連盟(Confederación de Trabajadoras del Hogar de América Latina y el Caribe、

以下CONLACTRAHOと略す)を設立し、ラテンアメリカの家事労働者運動を支援した。それに先立つ国別の研究には、ルテ・ガルシア(Rutté García 1976)やグティエレスによるクスコの家事労働者の民族誌研究(Gutiérez 1983)があり、ペルーにおける先住民の家事労働者の置かれた劣悪な労働状況が明らかにされた。また、メキシコでは、フェミニズム雑誌『FEM』が家事労働に関する特集を組み、フェミニストの立場から報酬が低く、偏見に晒されている家事労働者の再生産労働が歴史的に再編される過程を取り上げた(FEM 1980-81; 松久2001: 347-357)。

ラテンアメリカの家事労働者に関する研究は、大別して①植民地時代から 現在までの家事(内)労働者の歴史、②労働特性と労働者運動としての家事 労働者の組織化、そして③移民研究における女性の労働、を対象とした主に 3つの分野において発展してきた。

歴史学の分野では、植民地時代から近代における家事労働者の質的変化および20世紀前半の労働運動への家事労働者の参加が主要なテーマとなっている(Arrom 1988; Kuznesof 1989; Goldsmith 2007a; Sosenski 2010)。現代の家事労働者の組織化と活動については、家事労働者の労働特質による労働条件、家事労働者組織に関する現状の把握が中心となり社会運動としての分析は十分されていない(Goldsmith 1992, 2007a; Goldsmith et al. 2010; Thomas 2002; Friedrich-Ebert-Stiftung 2013; Orasatti 2015)。

「女性と移民」研究では、20世紀中頃からの都市から農村への国内移動、および近年の国際移民の増加とともに国外移動に焦点をあてている。国内移民に関しては、1970年代にメキシコの農村から都市へ国内移動する女性移民の労働形態のひとつとして家事労働者に関する研究がある(Arizpe 1976; Jelin 1977)。さらに、1990年代以降、国際移民の女性化にともない移民女性を対象とした研究が近年急速に発展している(Goldsmith 2007b)。アメリカ合衆国において家事労働者として働くラテン系移民のエスノグラフィ(Hondagneu-Sotelo 1994, 2003, 2007)やメキシコの先住民女性の国際労働移動に関する研究がある(Durin 2008)。ラテンアメリカにおける家事労働者を取り上げたドゥリンとバストスは、文化人類学、社会学的な方法論により、家事労働者と労働市場、雇用関係、ジェンダーと母性、エスニシティと人種、グローバ

リゼーションと家事労働という5つのテーマに沿って、メキシコ、ペルー、アルゼンチン、グアテマラ、ボリビア、ヨーロッパ、アメリカ合衆国のラテン系家事労働者を取り上げている(Durin v Bastos 2014)。

一方、インフォーマル・セクターの労働という視点から、ILOが1999年に取り上げたディーセント・ワークや2011年の「家事労働者条約」の採択にともない、家事労働者の労働者としての権利や労働条件についてILOの国別レポートが作成されている(UNICEF/ECLAC 2009; Olimpia 2010; Battyány 2012; INEGI 2012)。

ラテンアメリカ地域において、個人宅における家事労働者の労働形態も歴 史的に次第に変化してきた。さらに1990年以降のラテンアメリカ諸国におけ る急速な国際労働移動と移民の女性化にともない、家事労働者の職場も国内 だけでなく国外に移転している。個人の住宅という私的空間で自分以外の人 間のために再生産労働を担う有償家事労働は、産業化と労働市場への女性労 働力の編入に対応して、生産構造を支える再生産インフラとして、歴史的に 再編を繰り返してきた。そして、家事労働者は未熟練・低賃金労働として ジェンダーやエスニシティによる分業化を軸に、変化する生産過程に応じて 再編されてきた。「家事労働者条約」は、家事労働に従事する移民女性労働 者を視野にいれつつ、家事労働者の労働条件の改善をめざしたものである。 ラテンアメリカ地域は、この「家事労働者条約 | の批准をめぐりヨーロッパ やアジアなどの地域と比べ格段に早い対応を見せたが、スウェンケンはその 背景として、すでに労働法による法的枠組みが存在していること、家事労働 者組合の活動が存在すること、さらに左翼政権の存在が批准を容易にしたこ とを指摘している (Schwenken 2013: 20)。本研究ノートでは、ラテンアメリ カ地域の「家事労働者条約」の批准と家事労働者組合や組織化について、先 行研究を基に考察する。

# 2. ラテンアメリカにおける家事労働者の状況

#### 2.1. 家事労働者とは

まず、研究対象とする家事労働者という職業は、どのように定義されているのだろうか。先行研究の家事労働者の定義をみてみると、カーネィとガルシアは、家事労働者を「個人あるいは家族のために個人の家庭の中でサービスを行う人」と定義付けている(Chany & Garcia 1989: 3)。

国連の「家事労働者条約」では、第一条において、「家事労働」を「一つもしくは複数の世帯において、または世帯のために遂行する業務」とし、家事労働者は、「雇用関係の枠内で家事労働に従事する者を家事労働者とする。すべての家事労働者を対象とするが、職業的にではなく、散発的に時々家事労働に従事するだけの人は除外する」と定義している。

ILO条約では、「家事労働者」にtrabajadoras demésticasというスペイン語を使用している。これ以外に、ラテンアメリカ諸国では家事労働者組合が自分たちを表現する用語としてpersonal auxiliar de casa particular、personal de casas de familia、empleadas domésticas(アルゼンチン)、trabajadoras del hogar(ボリビア、コロンビア、チリ、エルサルバドル、メキシコ、ペルー)、trabajadoras del servicio doméstico(コロンビア)、trabajadoras de casa particular(チリ、グアテマラ)などが家事労働者組合の名称の中で使用されている(Orsatti 2015: 9-13)。これらの名称からは家事労働者が「個人宅」で働く労働者であることが示されている。

一般に、雇用主およびその家族が家事労働者について話す場合、メキシコにおいてしばしばmuchachaという言葉が使用される $^4$ 。他にも、カーネィとガルシアの著作のスペイン語版の副題で示されるように(Carney & García 1993)、cachifa、criada、empleada、sirvientaなどが家事労働者に対して使用されている。若い女性を意味するmuchachaやcachifaはしばしば年齢に関係なく用いられ、軽視あるいは蔑視を含む「未熟さ」をもつ若年女性の家族における従属的位置づけを反映している。criada、empleada、sirvientaは自分以外の

人間に「仕える」「使用人」の意味合いをもつ。これらの一般的に使用される名称は、家庭内において「未熟練」な「サービス労働」を行う労働者としての位置づけを示唆している。

しかし、「家事労働者条約」の定義をみても、家事労働者がどのような「サービス」「労働」を行っているのかは明示されていない。家事労働者を定義する前に、まず「家事労働」について検討する必要があろう。

家庭におけるサービス労働の内容は、歴史的に変化してきた。クズネソフ (Kuznesof 1993) によれば、家事サービスの歴史は植民地時代に始まり、家政技術、都市のサービス、工場システムの発展が女性の雇用機会と家事サービスに影響をおよぼした。植民地時代のスペイン人植民者の邸宅(casa poblada)における男女の家内使用人(los sirvientes domésticos)は、日常で使うあらゆる品物を家庭内で生産する植民地での生活に必要不可欠な存在だった。16世紀には市場、職人の工房、スペイン人の家などにおいて、1人から40人以上の男女の家内(事)労働者が存在し、彼らは日常生活に不可欠の自給的生産と再生産労働を担っていた。

19世紀のラテンアメリカでは、家事(内)労働の内容が変化した。都市化に伴い都市サービスが発展し、家事(内)労働は次第に消費を中心としたものへと姿を変えていった。19世紀末から20世紀はじめにかけて、水の貯蔵、ガス、居住区のゴミの収集などの都市のサービスが整備された。生産労働と家事労働が分離し、生産労働から次第に女性が切り離された。学校教育が拡大するとともに、女子教育において母性と育児が重視されるようになり、家庭という私的空間の質的変化が起こった。中間層以上の女性は私的空間に囲い込まれ、そのことがかつては自給的な生産を担っていた家内労働者の雇用を減少させた。7人から10人の家内労働者を雇っていた家は、1人から3人の家事労働者を雇うか、あるいは誰も雇わなくなった。

アロムによれば、1811年のメキシコの人口統計では、3人以上の召使を抱える上層(鉱山主、商人、官僚、聖職者、高位軍人、貴族)は全戸数の4%にしか過ぎなかった。1人から2人の家事使用人を抱える中間層は18%、「つつましい人々」「下層」ではない層、つまり下層都には分類されない労働者より上の層は、家事使用人を1人抱えていた。大多数は下層に属し、人口の

1/4を構成する2万人から3万人の大衆層が存在した(Arrom 1988: 21)。農村から都市への人口移動がはじまり、都市における家事サービスは農村から国内移動したかなりの女性労働力を吸収した。個人の家は、家事使用人にとって「女性の仕事のための保護された場所」として見られ、「貧しい娘にとって理想の教育」とされた。メキシコ市とアルゼンチンでは、女性労働者の60%が住み込みの家事使用人だった。

1940年から1970年の経済状況の好転と女性に有利な第三セクターのサービス部門の拡大により、女性の雇用はラテンアメリカ全体で増大した。女性の教育拡大により容易になった専門職や事務職への女性の参入は、家事労働市場を拡大させた。一方で、家事サービス以外の未熟練女性労働力に対する市場が縮小し、中間層、上層の女性たちは家事労働者を雇用することにより、伝統的な家庭を脅威に晒さずに働くことができた。さらに、1980年代には経済危機の影響により、世帯内の成員として衣食住を共にする「住み込み(puerta adentro)」の家事労働者は減少し、代わりに雇用主が必要とする掃除、洗濯、アイロン掛け、子守などの家事労働を部分的に請け負う「通い(puerta afuera)」の家事労働者が増加した。ラテンアメリカにおいて、家事労働は歴史を通じて重要な女性の雇用形態だったが、その担い手も労働内容も時代とともに変化してきた。

ILOによれば、家事労働は掃除から育児・介護まで多様であり、留守番から子どもの通学の送り迎えまで、国によって行う仕事はさまざまであり、国際的に家事労働者の統計を取る上で具体的な仕事内容を列挙しても意味をなさないと述べている(ILO 2013: 7)。雇用主の世帯保持の状況に応じて必要とされるケアを含む再生産労働の内容は様々であるといえよう。

家事労働は、世帯保持のために人間の再生産に関わる領域の労働である。 本論では、家事労働を世帯内における再生産労働、つまり労働力の維持と育 児から介護までのケア労働を含む活動と定義する。そして、個人の世帯内、 家庭における家事労働を、雇用関係のもとで行うのが家事労働者である。

#### 2.2. 現代ラテンアメリカにおける家事労働者の推移

ILOの報告書(ILO 2013)に依拠しながら、ラテンアメリカ地域の家事労

働者の現状について概観する。ラテンアメリカ地域の家事労働者数は、約1,959万人で全雇用の7.6%を占めている。女性家事労働者数は1,800万5千人、女性が家事労働者に占める割合は92%で、ほとんどの家事労働者は女性である。ラテンアメリカにおける女性の雇用全体の17.4%を家事労働者が占める(ILO 2013: 25)。

ラテンアメリカ地域では1995年から2010年までの15年間に家事労働者数の急速な拡大がみられた。表1に示すように、15年間に960万人から1800万人へとその数は約2倍に増加した。家事労働者数の増加理由として、①老齢化にともなう介護の需要が増大したこと、②女性が労働市場へ進出したこと(女性労働人口は、15年間に43.2%から52.8%に増大)、③経済格差が大きいので、高所得者層は家事労働者を雇用し、低所得層はたとえ賃金が安く労働者保護レベルが低くともこの種の労働を引き受けること、などがあげられる。また、都市のインフォーマル・セクターが拡大して来たが、女性の労働市場が限定されていることから、都市に流入してきた女性たちの受け皿に家事労働者がなっている。

近年では家事労働者は国際労働移動と密接に結びついている。ラテンアメリカの国々からアメリカ合衆国やスペインへの移民と同様に、ラテンアメリカ域内でも越境する労働移動が見られ、移民の女性化が指摘されている。女性移民の就労が多い職種はサービス業であるが、その中でも家事労働者がかなりの部分を占めている。ラテンアメリカ域内での近隣諸国への移動としては、ボリビア、パラグアイからアルゼンチンへ、ペルーからチリへ、ニカラグア、エルサルバドルからコスタリカのルートがある。

表1. ラテンアメリカとカリブ海域における 1995年から2010年の家事労働者の推移

	1995年	全雇用に占める割合(%)	2010年	全雇用に占める割合(%)
全 体	10,402,000	5.7%	19,593,000	7.6%
女 性	9,623,000	14.6%	18,005,000	17.4%
男 性	779,000	0.7%	1,588,000	1.0%

出典 (ILO 2013: 25)

次に、国別の家事労働者数および家事労働者が全雇用に占める割合を見てみたい。雇用全体に占める家事労働者の割合が高い国は、表2に示すように、アルゼンチン、ブラジル、コスタリカ、ウルグアイである。また、家事労働者が女性の雇用全体に占める割合が高いのも上述の国々であるが、チリ、ドミニカ共和国、ベネズエラもそれに続いている。反対に家事労働者が女性の雇用全体の10%未満の国は、ボリビア、グアテマラ、ペルーである。これらの国々は、域内の移民送出国でもある。アルゼンチンへはボリビア、パラグアイ、ペルー $^5$ から、チリへは主にペルー、そしてエクアドル、コロンビア、ボリビアの周辺国 $^6$ からの移民が多い。コスタリカへはニカラグアから多くの移民労働者が流入している $^7$ 。

表2. 男女別の家事労働者数と家事労働者が全雇用に占める割合

国 名	調査年度	家事労働者数			全雇用に占める家事 労働者の割合 (%)		
	十戊	全体	女性	男性	全体	女性	男性
アルゼンチン	2006	797,000	778,800	18,200	7.9	18.3	0.3
ボリビア	2007	160,700	154,900	5,900	3.4	7.4	0.2
ブラジル	2009	7,223,300	6,719,000	504,000	7.8	17.0	0.9
チリ	2010	484,700	396,100	88,700	6.8	14.3	2.0
コロンビア	2004	987,400	929,900	57,600	5.7	13.0	0.6
コスタリカ	2010	135,500	122,400	13,100	7.1	17.3	1.1
ドミニカ共和国	2007	194,600	175,100	19,500	5.5	14.4	0.8
エクアドル	2009	210,000	_	_	3.4	_	_
エルサルバドル	2009	112,400	102,400	10,000	4.8	10.2	0.7
グアテマラ	2006	177,100	166,900	10,200	3.6	8.8	0.3
ホンジュラス	2010	85,500	_	_	2.6	_	
メキシコ	2008	1,851,800	1,700,600	151,200	4.2	10.3	0.6
ニカラグア	2006	117,400	94,800	22,600	5.6	12.1	1.7
パナマ	2008	77,400	68,800	8,600	5.8	13.8	1.0
パラグアイ	2009	198,400	_		6.7	_	
ペルー	2008	475,300	451,000	24,400	3.2	6.7	0.3
ウルグアイ	2007	128,200	116,600	11,600	8.6	18.5	1.4
ベネズエラ	2001	445,400	398,800	46,600	5.7	14.4	0.9
スペイン	2010	747,000	683,500	63,500	4.0	8.4	0.6
米 国	2010	667,000	606,300	60,700	0.5	0.9	0.1

出典 (ILO 2013: 123)

#### 2.3. 家事労働者の労働状況

家事労働者の労働状況に関して、労働時間が1日8時間、週40時間を越えている国にはボリビア、エクアドル、ドミニカ共和国がある。週当たり労働時間が少ない国は、家事労働者が不安定雇用の状態にあると考えられる。

表3. 家事労働者の週当たりの労働時間

国 名	調査年度	週当たり 労働時間	国 名	調査年度	週当たり 労働時間
ボリビア	2007	47.2	メキシコ	2004	34.9
エクアドル	2006	43.3	コスタリカ	2008	34.9
ドミニカ共和国	2007	41.3	ウルグアイ	2008	29.0
ブラジル	2007	36.8	アルゼンチン	2005	26.9
パナマ	2008	36.0	スペイン	2008	26.2

出典 (ILO 2013: 57)

賃金に関しては、家事労働者の賃金は低く抑えられ、最低賃金を割っている場合が多い。表4に示すように、一般に家事労働は、性別分業により無償で行われていた家事や介護労働の延長とみなされ、非生産労働として過小評価されている。特に、賃金が低いのは、移民労働者が周辺国から移動して来た家事労働者の割合が高いコスタリカ、チリ、アルゼンチンである。

表4. 月当たりの平均賃金に対する家事労働者の賃金の割合

国 名	調査年度	割合 (%)	国 名	調査年度	割合 (%)
ホンジュラス	2006	63.8	ウルグアイ	2005	44.7
ペルー	2011	61	ブラジル	2011	41.1
ベネズエラ	2011	52	パナマ	2006	35.2
メキシコ	2011	51.7	コスタリカ	2006	35.1
エクアドル	2011	51.2	チリ	2006	34.9
パラグアイ	2011	49	アルゼンチン	2011	30.9
コロンビア	2011	46.1			

出典 (ILO 2013: 68)

労働法で規制されているにも関わらず、長時間労働や低賃金が見られる背

景には、家事労働者と雇用者の関係が個人レベルであり、実際には雇用契約も結ばれず、個々の家庭内で労働が実施されているために家事労働者の置かれた状況が不可視化されていることがある。

多くの国々では、家事労働者は雇用主と口約束での契約がほとんどで、一日の労働時間も休息と労働時間の区分があいまいである。雇用主が起きてから寝るまでの8時間以上の場合がある。家事労働者には「住み込み」と「通い」があり、一般に、「住み込み」の家事労働者は「通い」の家事労働者に比べ週当たり労働時間が長い。「住み込み」の場合は、雇用主の都合で夜遅くまで用事を言いつけられ、時間外労働に対する報酬が支払われない場合がある。また、「通い」の場合も、厳密に仕事に入る時間や終了時間が管理されているわけではない。一定の仕事を終えれば帰宅する、あるいは家事労働者の自己裁量で時間を調整し、一日単位で報酬を受け取る場合が大部分である。労働時間内の食事、雇用主から提供される衣類や古着、生活用品など現物支給を伴う場合も多い。労働時間や働きに来る日が、雇用主と家事労働者の都合で調整可能な労働であることが、労働法の対象外に置かれる要因となっている8。

家事労働者の職場は個人の住宅という私的空間であり、彼女たちは労働者としての連帯を形成するのには難しい環境にある。多くの国々で、家事労働者の大部分は労働組合に加入していない。また、家事労働者の教育レベルは初等教育修了あるいは中等教育中退か修了レベルで、労働法や権利等に関する知識が乏しいことが法整備に向けての家事労働者自身が主体となる運動形成を難しくしている。

# 3. ラテンアメリカにおける「家事労働者条約」の批准状況

## 3.1.「家事労働者条約」

「家事労働者条約」は、家事労働者を対象とした初の国際条約である。「家事労働者条約」の正式名称に入っている「ディーセント・ワーク」は1999年 ILO総会におけるフアン・ソマビア事務総長の報告でその概念が用いられた。 それによれば、「ディーセント・ワークとは、権利が保障され、十分な収入を生み出し、適切な社会的保護が与えられる生産的な仕事を意味します。それはまた、全ての人が収入を得るのに十分な仕事があること」。と述べられている。ILOは、インフォーマル経済において、最も顕著にディーセント・ワークの欠如が見られると指摘している(ILO 2002: 5)。

2013年にILO総会で可決された「家事労働者条約」は、その前文において 家事労働が依然として過小評価され、主に女子によって担われており、雇用 条件や労働条件において差別的、人権侵害的な状況にあり、なおかつ移民や 不利な立場にある地域社会の成員において担われているという現状に対する 認識を示した。

「家事労働者条約」は、全27条から構成されている。第1条では、前述の ように家事労働者の定義が明記されている。家事労働者は他の労働者と同じ 基本的な労働者の権利を有するべきだとして、安全で健康的な作業環境の権 利、一般の労働者と等しい労働時間、最低でも連続24時間の週休、現物払い の制限、雇用条件に関する情報の明示、結社の自由や団体交渉権といった就 労に関わる基本的な権利および原則の尊重・促進・実現などを規定した。第 3条は、家事労働者の労働権として、組合を結成する権利(結社と団体交渉 権)、強制労働、児童労働の撤廃と雇用・職業差別の撤廃を規定している。 第4条、第5条では、「最悪の形態の児童労働」、虐待、暴力からの家事労働 者の保護を国の責任の下に行うことを定めている。第6条は、住み込み労働 者にプライバシーを尊重する人並みの生活条件が享受できるよう確保するこ とを求めている。第7条は、雇用契約に関して、個別の条件について書面に よる契約を行うことをすすめている。契約においては、使用者の住所、職場 の住所、契約の期限、労働の種類、報酬、労働時間、有給休暇、必要に応じ て食料と居住設備の提供、解雇の場合の事前通告の条件を明記することを定 めている。第8条は、特に移民家事労働者に関する条項で、2国間にまたが る契約について移民保護を定めている。第9条は家庭への拘束禁止、第10条 は他の労働者と同じ待遇の享受、第11条は最低賃金、第12条は最低月一回の 給与支払い、第13条は安全で健康的な労働環境、第14条は産休を含む社会保 障などの労働条件について定めている。他に、第14条には「住み込み」の家

事労働者に対する週24時間の継続休暇の取得、年次休暇、移民労働者の場合には身分証明書の本人保持、現金給付、現物支給の基準、作業環境、母性保護の適用が含まれている。第15条では、家事労働者の斡旋業者に関する規定が盛り込まれた。民間職業紹介所の不正な慣行から家事労働者を効果的に保護する措置、家事労働の特殊性に十分配慮した労働監督措置の開発なども規定されている。また、「家事労働者条約」には児童労働者が義務教育を受ける機会を奪われないこと、移民労働者に関しては、国境を越える前に雇用契約書などが提供されることなど、追加的なリスクにさらされている可能性がある労働者についての特別保護規定が盛り込まれている。

さらに、「家事労働者の適切な仕事に関する勧告」(ILO 201号)が、「家事労働者条約」の補足規定として採択された。201号では、結社の自由や団体交渉権、雇用・職業上の差別撤廃、健康診断、雇用条件、労働時間、休憩時間・週休・年休、報酬、住まいや食事の提供、虐待や嫌がらせ、暴力から保護する仕組み、児童労働者、移民家事労働者などに関する具体的な配慮事項や指針が示されている。また、18歳未満の家事労働者に対する教育の保障、夜間労働の禁止、過酷労働の制限、家事労働者への虐待や暴力に対応するための苦情窓口の開設が加えられた。

## 3.2. ラテンアメリカにおける「家事労働者条約」の批准状況

2015年時点で、ラテンアメリカにおける上記条約を批准・発効している国は、中米地域のコスタリカ、ニカラグア、パナマの3ヵ国、カリブ海域のジャマイカとドミニカ共和国の2ヵ国、南米ではアルゼンチン、ボリビア、コロンビア、チリ、エクアドル、ウルグアイ、パラグアイの7ヶ国がある。

2006年に中米のコスタリカ、ニカラグア、ホンジュラス、エルサルバドルの4カ国間で「中米自由移動協定」(Convenio Centroamericano de Libre Movilidad) が締結され、コスタリカはニカラグア移民の最大の受入国となっている。また、南米南部共同市場(MERCOSUR)の地域統合が進む中で、域内における国際労働移動が進んでいる。ラテンアメリカ域内の国際労働移動が進む中で、国により労働人口の性別の需要に違いがあるものの、全体として女性の移民労働者の数が増加し、底辺労働者として就労する中で家事労

表5. ラテンアメリカ諸国の「家事労働者条約」批准状況

国名	批准 年月日	発効状況 (発効日)	家事労働者に関する法的改正
アルゼンチン	2014.3.24	(2015.3.24)	2000年、家事労働者の社会保障に関する規則外施行 (Decreto 485)。 2013年5月に最低賃金、労働時間、週・ 年休、産前産後の休暇を含む新しい家 事労働者法を可決。
ボリビア	2013.4.15	(2013.4.15)	2003年、家事労働者法施行
チリ	2015.6.10	(2015.6.10)	1998年、家事労働者の母性保護を規定 (Ley 19.591)。 2009年、家事労働者がすべての祝日に 休息する権利を承認(Ley 20336)。 2012年、家事労働者の労働時間に関す る法律可決。
コロンビア	2014.5.9	(2015.5.9)	
コスタリカ	2014.1.20	(2015.1.20)	2009年、週48時間労働、最低賃金、15 歳以上からの就労を決定(Ley 8726)。 2012年に条約の批准可決。
ドミニカ 共 和 国	2015.5.15	(2015.5.15)	2012年、条約批准を決定、しかし議会 は2015年まで承認せず。
ジャマイカ	2016.10.11	× (2017.10.11 発効予定)	
エクアドル	2013.12.18	(2013.12.18)	2010年、最低賃金法の対象に家事労働 者を含める。
ニカラグア	2013.1.10	(2013.1.10)	1978年、家事労働者の社会保障を決定。
パナマ	2015.6.11	(2015.6.11)	
パラグアイ	2013.5.7	(2013.5.7)	2009年、家事労働者に健康保険の権利 を拡大。
ウルグアイ	2012.6.14	(2012.6.14)	2006年最低賃金を家事労働者に適用 (Ley 18.065)

出所 (Valenzuela 2009: 19) より筆者作成。

働者として働く人口が一定数存在している。こうした背景のもとで、国際条約としての「家事労働者条約」の重要性が高まったといえよう。国際社会の影響の元で、域内の移民受入国のアルゼンチン、チリ、コスタリカは「家事労働者条約」を批准している。

ラテン系移民労働者の主要な受け入れ国であるアメリカ合衆国やスペインでは、近年多くのラテンアメリカの女性移民が家事労働者として働いている。しかし、アメリカ合衆国では、ハワイ州が2013年4月に家事労働者に最低賃金、残業代、他の保護を提供する家事労働者法を可決しているが、他の州ではペンディング状態にある。南米からの家事労働者のもう一つの受け入れ地域であるヨーロッパでは、ドイツ、ベルギー、フィンランド、アイルランド、イタリア、ポルトガル、スイスが条約を批准している。しかし、ラテン系移民のヨーロッパへの移民窓口であるスペインは、2011年に家事労働者に最低賃金、週40時間労働、一日のうちの休憩時間を保障した法律を可決しているが、「家事労働者条約」の批准には至っていない<sup>10</sup>。

### 3.3. ラテンアメリカにおける家事労働者のための労働法の整備状況

国際法である「家事労働者条約」の批准のためには、条約に抵触する国内の労働法の改正が不可欠である。各国で労働法の改正が進んでいるが、労働時間に関しては、ラテンアメリカでは労働法の整備が比較的進んでいると言われている。しかし、家事労働者法批准以前には、家事労働者の労働時間は12時間と規定され、他の労働者よりも長かった。ラテンアメリカ域内で、家事労働者の労働時間が家事労働者以外の労働者と同じ、もしくはそれ以下と法により週当たり労働時間を制限している国は、現在では72%ある。一方、家事労働者に労働時間制限がない国も23%ある。週休に関して、92%の国々が週休を定めている。有給休暇が他の労働者と同様にある国は98%となっている(ILO 2013: 132)。

既に批准した国々は、少なくとも法的な整備を完了しているが、メキシコ、グアテマラ、ブラジル、ペルーは、「家事労働者条約」を未だに批准していない。これらの国々について、労働法がインフォーマル・セクターの家事労働者をどの程度カバーしているのかILOの調査から見てみたい(ILO

2013: 132)。ブラジルでは、家事労働者は他の労働者とほとんど同様に労働法の対象となっている。ブラジル政府は、2013年3月には、家事労働者に対する残業代、失業保険、年金、一日8時間労働、週44時間労働を含む労働権に関する憲法改正を行った。メキシコでも同様に、家事労働者は他の労働者とほとんど同様に労働法の対象となっている。ただし、メキシコ政府は給与に現物支給を一部認めている。ベネズエラは、2015年に週40時間労働、週2日休業、残業、最低賃金を盛り込んだ家事労働者の対処を含む労働法を可決した。ペルーでは、家事労働者を対象とした労働規則が適用されている。年休は他の労働者よりも短いが、労働時間の制限、休憩、最低賃金、現金支給、母性保護に関しては、家事労働者は法的に保護されている。エルサルバドルでは、最低賃金の法的保障から家事労働者は除外されている。グアテマラは、一日の労働時間、週の休息時間の規定がなく、賃金の一部現物支給が可能である。

以上のように、未批准国であっても、労働法の適用範囲が批准国と同程度 の法的措置が取られている国にメキシコ、ブラジル、ベネズエラ、ペルーが ある一方で、エルサルバドル、グアテマラは法的整備が遅れている。

ラテンアメリカにおいて「家事労働者条約」の批准の有無は、必ずしも国内法の整備状況と直接関係しているとはいえない。家事労働者として働く女性移民労働者を多く受け入れているアルゼンチン、チリ、コスタリカなどの国々では、国際社会による圧力が条約の批准に関して一定程度の役割を果たしていると考えられる。

# 4. ラテンアメリカにおける家事労働者の組織化

移民労働者を抱える国々に対する国際的な影響とは別に、「家事労働者条約」の批准に対する国内的な要因を考える必要があろう。国内的な要因として、国際的圧力に呼応する家事労働者による組織的働きかけが条約の批准において重要な役割を果たしうる。次に、組織的な働きかけを行う主体としての家事労働者組合について検討する。

ラテンアメリカでは、20世紀初めに労働運動が興隆し、家事労働者組合が設立されていた。オルサティ(Orsatti 2015)によれば、アルゼンチンでは1901年、チリでは1926年<sup>11</sup>、ボリビアでは1935年<sup>12</sup>、ブラジルでは1936年<sup>13</sup>、メキシコでは1920年代<sup>14</sup>に最初の家事労働者組合が設立された。ともに20世紀前半に労働者運動が興隆した国々において、家事労働者組合が設立されている。これらの組合は男女の家事使用人から構成されており構成員の職種も現在のような個人宅で掃除、洗濯、食事作りなどを担う労働者だけではなく、メキシコではトルティーリャ作り、ホテル、レストラン、宿泊所の雇用者、料理人、洗濯女、給仕などを含んでいたことが確認できる。

その後、チリではカトリック教会の後援により1946年にいくつかの組合ができ、さらにカトリック労働青年(la Juventud Obrera Católica、以下JOCと略す)と解放の神学の影響のもとで、1962年に家事労働者組合が設立された。1972年には家事労働者統一組合(Sindicato Único de Trabajadoras de Casa Particular)が設立されたが、軍事クーデターにより活動が停止された。このチリの経験は、ペルーやブラジルに伝播した。

ペルーでは、60年代末から70年代半ばまでに、200名以上の組合員からなる地域の労働組織があった。ペルー労働者総連(Confederación General de Trabajadores del Perú: CGTP)の支援で、首都リマで労働組合設立の試みがなされ、政府の承認なしで1973年に2800人の組合員が参加した。1976年に最初の会合がクスコで開催され、それを契機に家事労働者委員会(Comité Coordinado de Trabajadoras del Hogar)が設立され、1977年に第一回大会が7つの家事労働者組合の参加をえて開催された。

1960年には、JOCがブラジルのリオデジャネイロで家事労働者会議を開催した。ブラジルでは、1961年にカンピーナ家事使用人職業協会(la Asociaçao Profissional Beneficiente das Empregadas Domésticas de Campinas)が設立され、1200名の労働者が開会式に参加した。この大会での主要なテーマは人種差別に対する闘いだった。

南アメリカでは、労働組合に家事労働者を加入させる動きがあった。1986年にコノスール労働組合コーディネーター(Coordinadora de Centrales Sindicales del Cono Sur、以下CCSCSと略す)が設立され、アルゼンチン、ブラジル、

チリ、パラグアイ、ウルグアイの9つの労働組合がその傘下に入った。1997年に、家事労働者を視野にいれ、その権利を擁護するための女性委員会が CCSCSのもとで作られた(Valenzuela 2009: 24)。

1983年、メキシコで開催されたLASAの大会に、フェミニストで社会学者であるカーネィがチリ、ペルー、メキシコの家事労働者組合の代表を招いてパネルディスカッションを行った。これを契機として、1988年、ボゴタでアルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、ドミニカ共和国、メキシコ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ、ベネズエラの計11ヵ国の家事労働者組合の代表が集まり、CONLACTRAHOが設立された。1991年にチリのサンティアゴで第一回CONLACTRAHO会議が開催され、以後4年毎に大会が行われている。第一回大会には、アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エクアドル、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ、ペルーの12カ国からの参加があった。また、アメリカ合衆国、カナダ、ヨーロッパの移民労働者組織がこのCONLACTRAHOと連携している。この大会で、3月30日が家事労働者の日と定められた。2010年までに14ヵ国、30の家事組合組織がCONLACTRAHOのメンバーとなっている。

CONLACTRAHOは、①家事労働者の可視化と有償家事労働とそれを担う者の価値を高める、②未だ家事労働者組合が設立されていない国で組合の設立を促進する、③家事労働者組織を国際組織へと導き権利回復をする、④家事労働者の技能訓練をおこなう、⑤家事労働者の交流と経験を共有する、⑥階級、人種、民族、年齢、ジェンダーに対する差別と闘う、という6つの活動目的をあげている(Goldsmith et al. 2010: 7)。CONLACTRAHOは、自立的な組織活動をめざしており、そのために家事労働者以外の人びとが一定以上執行部に入ることを制限している。

1988年のCONLACTRAHO設立時点では、ラテンアメリカの多くの国々で家事労働者に対して差別的な法律の枠組みを適用していた。有償の家事労働はインフォーマル・セクターの労働として、労働法の適用外で、8時間労働、超過労働に対する手当、休憩時間、最低賃金、社会保障などの対象となっていないことが多かった。CONLACTRAHOは、各国の家事労働者組合が法改

正を求める闘いを支援した。ラテンアメリカ域内での家事労働者組合の連帯を深めるとともに、CONLACTRAHOは国際社会との連携を図っている。米国、カナダ、カリブ海域、ヨーロッパ、アフリカの家事労働者組織と接触し、フェミニスト運動、労働運動や市民運動と連携して国連の諸会合に参加した。

1985年から95年までの「世界女性の10年」の中で1979年に女性差別撤廃条 約(Convention of Every Forms of Discriminaiton against Women、以下CEDAWと 略す)が国連で採択され、ジェンダー平等政策が国際社会において重要課題 となった。ILOのラテンアメリカ地域会議は、インフォーマル・セクターの 拡大に伴う不正規労働や労働における男女格差、児童労働問題に関心を寄 せ、11カ国で児童労働に関する調査を行った。また、家事労働者組織と労働 組合との関係を強化するために、2005年には11ヵ国の労働組合と家事労働 者組合代表の参加するセミナーを開催した。CONLACTRAHOとの協力のも とで、2005年にモンテビデオ、2007年にはアスンシオンにおいて、移民労働 者の権利の平等をテーマとしたセミナーが実施された。2007年にキトで開催 された国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会(CEPAL)の第10回地域会 議では、有償家事労働がメインテーマとなった。2008年に開催された第301 回ILO理事会は、家事労働者のディーセント・ワークをILO総会の議題に取 り上げることを決定した。チリのサンティアゴで開催された第17回米州地域 会議においても討議資料として提出された報告書「2006-15年の米州の ディーセント・ワークの十年丨の「男女平等とディーセント・ワーク丨の中 で家事労働者と児童労働に言及している。CONLACTRAHOはこれらの動き に反応し、国際社会と協力しながら労働法の改正に向けての家事労働者組合 の要求を準備した(Goldsmith et al. 2010: 21)。ラテンアメリカ各国の家事労 働者組合は、小規模な組織が大多数である。こうした国際的状況の政策動向 に向けて、CONLACTAHOは各国の規模の小さい家事労働者組合を結びつけ、 家事労働者の地位向上を推進している。

2015年の時点で、CONLACTRAHOに30の家事労働者組合・組織が加盟している。オルサティはCONLACTRAHOに加盟する家事労働者組合を、①家事サービス部門でグループ化した組織、②より広範なサービス部門へ所属す

る組織、③他の女性組織に統合した組織、④移民労働者組織、⑤労働組合内の組織、⑥男女を含む家事労働者組織の6つのタイプに分類している(Orsatti 2015)。

まず、家事労働部門でグループ化した①の組織には、ボリビアのFENATRAHOB (Federación Nacional de Trabajadoras del Hogar、1993年に設立)、ブラジルの FENATRAD (Federación Nacional de Trabajadoras Domésticas、1997年に設立)、チリのFENSTRACAP (Federación de Sindicatos de Trabajadoras del Hogar、2011年に設立)がある。コロンビアのインフォーマル・個人サービス全国労働者組合 (Sindicato Nacional de Trabajadores de la Informalidad, los Servicios Personales y Domésiticos)はCUT (Central Unitaria de Trabajadores de Colombia)に加盟する家事労働者全国組織である。

②に分類される組織は、家事労働者組合をその傘下に持つサービス部門の労働者組合である。前述のブラジルのFENATRADは、理髪、スーパーマーケットの販売促進員、都市清掃、食堂の労働者を含む組合CONTRACS (Confederación de Trabajadores de Comercio y Servicio) に加入している。エルサルバドルのインフォーマル・セクターの労働者を統合したFESTRAS (Federación Sindical Autónoma de Trabajadores Salvadreños) は家事労働者を含んでいる。ペルーのSINTRAHOGARP (Sindicato Nacional de Trabajadoras del Hogar del Perú、2006年に設立) は、CUT (Confederación Unitaria de Trabajadores) に加入している。ドミニカ共和国のASOMUCI (Asociación de Mujeres Unidas de Coordinación Independiente) は、家事労働者を傘下に入れている。

③のタイプの他の女性組織と連携している組織としては、グアテマラのATRAHDOM(Asociación de Trabajadoras de Hogar, a Domicilio y de Maquila)があり、2008年に設立されたが、後にCOMES(Consorcio de Organizaciones Sociales y Sindicales de Mujeres de la Economía Informal)に統合された。

④に分類される移民労働者組織としては、コスタリカのASTRODOMES (Asociación de Trabajadoras Domésticas、1990年に設立)がある。コスタリカで働く家事労働者の約半分がニカラグア移民女性である。この組織は、家事労働者の出身地とも連携するためにニカラグアに支部をもつ。ドミニカ共和国のATH(Asociación de Trabajadoras del Hogar、1989年に設立)は、加入者の

70%がハイチ出身の家事労働者である。

- ⑤の類型に属する家事労働者部門をもつことを明示している労働組合は、アルゼンチンのCTA(Central de Trabajadores en Argentina)で、2006年の組合綱領において家事労働者を対象とすることを明示した。
- ⑥の男女を含む家事労働者を対象とした組合には、ペルーのSINTTRAHOL (Sindicato de Trabajadoras y Trabajadores del Hogar de la Región Lima、2009年に設立) がある。

ラテンアメリカ地域の家事労働者組合は、国毎に設立状況、組織形態、活動が多様である。また、オルサティの6つのモデルのうち複数の類型にまたがる組織が存在する。2013年から2015年にかけてインタビューを行ったコスタリカ、ニカラグア、メキシコの5つの女性組織<sup>15</sup>のうちCONLACTAHOに加入していたのはメキシコの家事労働者組合のみだった。コスタリカの女性組織はニカラグア女性移民労働者の支援を行っていたが、支援対象の大部分は家事労働者の女性たちだった。また、それらの家事労働者組織はフェミニズム組織と何らかの関係をもち、支援を受けていた。2015年と2017年にインタビューを試みたメキシコの家事労働者組合は、組織は存在するが実際には国際NGOエリートが運営する組織で、家事労働者の主体的参加が見られなかったが、2017年には組織が再編され家事労働者が中心となり執行部が形成されている。

2010年前後の家事労働者組合の設立状況を見ると、スウェンケンが指摘するようにラテンアメリカにおいて左翼政権が成立したアルゼンチン、チリ、ボリビア、ウルグアイ、エクアドル、コスタリカ、ニカラグアでは、比較的早く「家事労働者条約」の批准が進んだ。しかし、家事労働者組合の組織化が、「家事労働者条約」の批准にどのような影響をもたらし労働条件の改善に関わっているのかについては、国によって家事労働組合の歴史も異なり、労働運動やフェミニズム運動との関係も含めてさらに詳細に調査する必要があろう。今後の課題として、個別の事例を取り上げ、家事労働者組合の活動をフェミニズムとの関係に着目しながら見ていきたい。

## おわりに

家事労働者は、個人の住宅という私的空間で、自分以外の人間のための サービスを提供する再生産労働を担っている。その存在は、前近代的と考え られがちだが、実際には産業化と労働市場への女性労働力の編入に対応し、 生産構造の変化と労働力の再生産構造を支える装置として、歴史的に再編を くりかえしてきた。その再編過程において、ジェンダー、エスニシティ、人 種、国籍、年齢という境界線により女性労働力の配分が組み替えられつつも 家事労働者たちは労働市場の底辺に編入されてきた。

現在は、専門職のエリートの女性は男性中心だった専門職レベルの労働市場に組み込まれ、それまで女性が担ってきた再生産労働を補完するために、最も低賃金で家事労働を引き受ける女性移民労働者が労働市場の底辺に配置されている。家事労働は非生産的労働のレッテルをはられたがゆえに、そして「自然」なジェンダー役割の延長に位置づけられる未熟練労働とされるがゆえに、労働の価値が過小評価され、厳しい労働条件を課せられるという状況が世界規模で展開している。

ラテンアメリカにおいて、家事労働者は植民地時代に始まり、現代まで存在している。時代とともにその労働内容は変化してきたが、有償家事労働が低賃金、劣悪なものであることに変わりはない。こうした状況を変革する道具として近年「家事労働者条約」が成立したが、その運用に関しては必ずしも楽観できるものではない。この国際条約を実効性のあるものとするためには、家事労働者の組織化と労働運動の展開が不可欠であろう。条約の批准と前後して、家事労働者組合が活動を展開しているが、メキシコ、コスタリカ、ニカラグアで行った事前調査では資金不足やアドミニストレーションの経験不足、国際NGOとの関係などから家事労働者組合の活動状況は厳しいものがある。

今後の課題として、既存の労働者運動、移民労働者、未批准状況に関して 家事労働者組合の活動と関連付けながら、国別の事例を見ることにより、 「家事労働者条約」の役割について考えたい。

T

本稿は、日本学術振興会科学研究所助成事業、基盤研究(C)課題番号15K01897による研究の一部である。

#### 注

- 1 2010年の統計では、約5260万人の男女の家事労働者が世界で働いている。しかし、この数字には $15 \sim 16$ 歳の児童労働は入っていない。5歳から11歳の児童の350万人、 $12 \sim 14$ 歳では、380万人が家事労働者として働いているとされ、ILOは実際には約1億人の家事労働者がいると推定している。
- 2 OIT Ratificación Internacional del Trabajo. Ratificación del C189. http://www.ilo.org/dyn/normlex/es/f?p=NORMLEXPUB:11300:0::NO::P11300\_ INSTRUMENT\_ID: 2551460 (2016.9.2 accessed)
- 3 1993年にスペイン語版で、Muchacha, cachifa, criada, empleada, empregadinha, sirvienta y más nada; Trabajadoras del hogar en América Latina. Editorial Nueva Sociedad. Venezuela.が出版された。
- 4 クズネソフによれば、植民地時代の「使用人 (siervientes)」は、ヨーロッパでは  $15 \sim 65$ 歳の年齢層の人口の $15 \sim 30$ %を占める職業で、しばしば、追加的な成員 として家族経済に参入する若い男女を意味し、muchacho, muchachaと呼ばれる従 属的地位の若い未婚の男女を指した(Kuznesof 1993: 27)。
- 5 アルゼンチンの外国人人口に占める出生地の割合は、パラグアイ21.2%、ボリビア15.2%、チリ13.9% (CEPAL 2011: 102)
- 6 チリの外国人人口に占める出生地の割合は、ペルー 37.1%、ボリビア6.8%、エクアドル5.4%、コロンビア3.7% (CEPAL 2011: 132)
- 7 ニカラグア移民はコスタリカ全人口の10%を占め、コスタリカの外国人移民では、75.5%をニカラグア人が占める。女性のニカラグア移民労働者の内、都市で就労する女性移民は、家事労働者が37%、ホテル・レストランでの就労者が18%、商業・修理関係者が19%、農村での就労は、家事労働者が27%、ホテル・レストランでの就労者が22%、農業従事者が20%となっている(OIM 2012)。
- 8 2015年夏にメキシコ・シティ、およびモンテレイに於いて、家事労働者へのイン タビューを行った。インタビューからも先行研究やエスノグラフィの情報と同様 の状況が確認できた。

- 9 ILO駐日事務所「ディーセント・ワーク」
  - ディーセント・ワーク実現のための戦略目標として、以下の4つがあげられている。①仕事の創出、②社会的保護の拡充、③社会的対話の促進(政、労、使の話し合いの促進)、④仕事における権利の保障、ジェンダー平等はすべての戦略目標に関わっている。http://www.ilo.org/tokyo/about-ilo/decent-work/lang--ja/index.htm
- 10 Human Right Watch (2013) The ILO Domestic Workers Convention: New Standards to Fight Discrimination, Exploitation, and Abuse. https://www.hrw.org/sites/default/files/related\_material/2013ilo\_dw\_convention\_brochure. pdf (2016.9.8 accessed)
- 11 1926年に、個人宅使用人独立職業組合(Sindicato Profesional Autónomo de Empleados de Casa Particular)が設立され、男女両性の家事労働者が組合員になった。次第に地域間で連携がおこり、この組合はアルゼンチンの他の組合組織と連携した。他にも、労働組合ではないサンタ・マルタ使用人協会(la Sociedad de Empleadas Santa Marta)、家事サービス修道会(Religiosas del Servicio Doméstico)、マリアの娘女性使用人連合(la Unión Femenina de Empleadas Domésticas e Hijas de María)が設立された。
- 12 ボリビアでは、1935年に女性料理人組合(Sindicato de Culinarias)が設立された。
- 13 1936年に、ブラジルのサント市で、ブラジル家事労働者協会(Associaçao de Trabalhadoras Domésticas do Brasil)設立された。
- 14 1920年代に家事労働者の組織化がいくつかの州であった。少なくとも、1940年頃にはバハカリフォルニア南、連邦区、ハリスコ州、オアハカ州、シナロア州、ソノラ州、タマウリパ州、ベラクルス州の8州で19の家事労働者組合が存在した。家事労働者全国協会(la Asociación nacional de Trabajadoras Domésticas)が設立され、1931年の第一回全国女工・農民女性労働者会議に参加し家事労働者に8時間労働の規制を要求した。また、1933年の第二回大会では、最低賃金の設定が要求された(Goldsmith 1992: 82)。
- 15 2013年8月にコスタリカにおいてニカラグア女性移民の支援を行っているCENDEROS において、その責任者Olinda Bravoさんにインタビューを行った。2014年8月に、ニカラグアにおいてAMNLAE、Punto de Encuentro、「マリア・エレナ・クアドラ女性労働者・失業者運動」(Movimiento de Mujeres Trabajadoras y Desempleadas "María Elena Cuadra")2016年3月にメキシコの家事労働者組合、およびモンテレイにおいて家事労働者を支援するカトリック修道院を訪問した。

## 参考文献

- 伊藤るり・足立真理子編著(2008)『国際移動と〈連鎖するジェンダー〉: 再生産のグローバル化』作品社。
- 国際労働者機関(ILO)(2002)『ディーセント・ワークとインフォーマル経済』 2002年第90回ILO総会、課題報告書VI.ILO. ジュネーブ。
- Arizpe, Lourdes. (1976) La mujer en el sector de trabajo en Ciudad de México: ¿un caso de desempleo o elección voluntaria? *Estudios de Población* 1, no.2, pp.627-645.
- Arrom, Silvia. (1988) Las mujeres de la ciudad de México 1790-1857. Siglo XXI. México.
- Battyány, Karina. (2012) Estudio sobre trabajo doméstico en Uruguay; Servicio de las Condiciones de Trabajo y del Empleo. Oficina Internacional del Trabajo, Ginebra: OIT.
- Chaney, Elsa M., and García Castro, Mary ed. (1989) *Muchacha No More: Household workers in Latin America and the Caribbean*. Temple University. Philadelphia.
- ———. (Versión al castellano Consuelo Guayara Sánchez) (1993) Muchacha, cachifa, criada, empleada, empregadiha, sirvienta y —más nada; Trabajadoras del hogar en América Latina. Editorial Nueva Sociedad. Venezuela.
- Consejo de Ministras de Centroamerica del Sistema de Integración Centroamericana ed. (2010) La institucionalización sociocultural y jurídica de la desigualdad: el trabajo doméstico remunerado en Guatemala. Secretaría Jurídica del Sistema de Integración Centroamericana (SG SICA) Guatemala.
- Durin, Séverin coordinadora. (2008) Entre luces y sombras: miradas sobre los indígenas en el área metropolitana de Monterrey. Publicaciones de la Casa Chata. México.
- Durin, Séverin, de la O, María Eugenia y Bastos, Santiago coordinadores. (2014) *Trabajadoras* en la sombra: Dimensiones del servicio doméstico latinoamericano. Publicaciones de la Casa Chata. México.
- Friedrich-Ebert-Stiftung (FES) America Central (2013) De "criadas" y "sirvientas" a mujeres trabajadoras con derechos: Relatos del trabajo doméstico en América Central y México. FES. San Jóse. Costa Rica.
- Gordillo, Luz María. (2010) Mexican women and the Other Side of Immigration: Engendering Transitional Ties. University of Texas Press: Austin.
- Goldsmith, Mary. (2007a) "De sirvientas a empleadas del hogar. La cara cambiante del servicio doméstico en México" en Marta Lamas (coord.) Miradas feministas sobre las mexicanas en el siglo XX, México, Fondo de Cultura Economía, pp.279-311.
- \_\_\_\_\_, (2007b) "Disputando fronteras: la movilización de las trabajadoras del hogar en

- América Latina". *Amérique Latine Histoire et Mémoire*. Les Cahiers ALHIM (en línea), 14, 2007. Publicado el 25 de agosto 2008. http://alhim.revues.org/2202 (access 2014.5.22)
- ———, (1992) "Sindicato de trabajadoras domésticas en México: 1920-1950", *Política y Cultura*. No.1. Otoño 1992, pp.75-89.
- Goldsmith Connelly, Mary Rosaria, Baptista Canedo, Rosario, Ferrari, Ariel, and Vence, Celia. (2010) *Hacia un fortalecimiento de derechos laborales en el trabajo de hogar: algunas experiencias de América Latina*. Friedrich Ebert Stiftung. Urguay.
- Gutiérez, Ana. (1983) Se necesita muchacha. Fondo de Cultura Economía. México.
- Hondagneu-Sotelo, Pierrette (1994) *Gendered transitions: Mexican experiences of immigration*. University of California Press: Berkeley, Calif.
- ——— (2007) *Doméstica: immigrant workers cleaning & caring in the shadows of affluence.* University of California Press: Berkeley.
- ——— (2011) Dómestica: Trabajadoras inmigrantes a cargo de la limpieza y el cuidado a la sombra de la abundancia. Porrúa. México.
- Hondagneu-Sotelo, Pierrette ed. (2003) *Gender and U.S. Immigration: Contemporary Trends*. University of California Press: Barkeley.
- INEGI. (2012) Perfil sociodemográfico de los trabajadores domésticos remunerados en México 2010. México.
- ILO. (2013) Domestic Workers across the World: Global and regional statistics and the extent of legal protection. ILO Geneva.
- Howell, Jayne. (1999) "Las siervientas domésticas de Oaxaca: vínculos conflictivos, vínculos agectuosos. *ALTERIDADES*. 9(17) pp.23-28.
- Jelin, Elizabeth (1977) "Migration and Labor Force Participation of Latin American Women: the Domestic Servants in Cities". *Signs*. Vol.3, No.1, Autumn 1977. pp.129-141.
- Kuznesof, Elizabeth. (1989) "A History of Domestic Service in Spanish America 1492-1980" in Chaney, Elsa M., and García Castro, Mary ed. Muchacha No More: Household workers in Latin America and the Caribbean. Temple University. Philadelphia.pp.17-36.
- ———, (1993) "Historia del servicio doméstico en la América latina". en Chaney, Elsa M., and García Castro, Mary ed. (Versión al castellano Consuelo Guayara Sánchez) *Muchacha, cachifa, criada, empleada, empregadiha, sirvienta y —más nada; Trabajadoras del hogar en América Latina*. Editorial Nueva Sociedad. Venezuela. pp.25-40.
- Lautier, Bruno. (2003) "Las empleadas domésticas latinoamericanas y la sociología del trabajo: algunas obseraciones acerca del caso brasileño". Revista Mexicana de Sociología. Año65, núm.4, oct-dic. 2003. México.
- Martínez Pizarro, Jorge ed. (2011) Migración internacional en América Latina y el Caribe: Nuevas tendencias, nuevos enfoques. CEPAL. Santiago de Chile.
- Olimpia, Norma coor. (2010) La institucionalización sociocultural y jurídica de la desigualdad:

El trabajo doméstico remunerado en Guatemala. COMMCA.

Orsatti Alvaro, (2015) "Organización de las trabajadoras del hogar en América Latina-Caribe", http://www.relats.org/documentos/ColectivosOrsatti1.pdf

Rodríguez Nicholls, Mariángela. (2010) Esclavitud posmoderna: flexibilización, migración y combio cultural. CIESAS. Publicaciones de la Casa Chata. México.

Rutté García, Alberto. (1976) Simplemente explotadas: el mundo de las empleadas domésticas en Lima. Segunda Edición Lima. Centro de Estudios y Promoción del Desarrollo (DESCO).

Safa, Helen Ichen. (1977) "The Changing Class Composition of the Female Labor Force in Latin America". *Latin American Perspectives*. Issue 15, Fall 1977. Vol.IV, Number 4. pp.123-136.

Sosenski, Susana. (2010) *Niños en acción: El trabajo en la ciudad de México* 1920-1934. El Colegio de México. México.

Schwenken, Helen. (2013) "Speedy Latin America, Slow Europe? —Regional Implementation Process of the ILO Convention on Decent Work for Domestic Workers". Draft paper for the UNRISD Conference. 14-15 January 2013. Geneva.

Thomas, Jim. (2002) Decent work in the Informal Sector: Latin America. Working paper on the Informal Economy. Employment Sector, ILO. Geneva.

UNICEF and ECLAC. (2009) "The invisible face of child labour in Latin America and the Caribbean". *Challenges*. Nomber 8, January 2009.

Valenzuela, Elena Maria (2009) "Trabajo Doméstico remunerado en América Latina" http://www.trabajo.gob.ar/downloads/newsletter/ctio/plurales2/trabajo\_domestico\_ma-elena-valenzuela.pdf (accessed 2017.5.3)

Winters, Nanneke. (2014) "Responsibility, Mobility, and Power: Translocal Carework Negociations of Nicaraguan Families". *International Migration Review*. XLVIII, Number 2. Summer 2014.

#### 雑誌

Fem (1980-1981) Servicio doméstico. Vol.IV. Nol.16. septiembre 1980-enero 1981.

#### ウェブサイト

Bolivia FENATRAHOB http://www.fenatrahob.org.bo/ (accessed 2017.5.2)

Brasil FENATRAD http://www.fenatrad.org.br/site/ (accessed 2017.5.2)

Costa Rica ASTRODOMES

http://idwfed.org/en/affiliates/latin-america/astradomes (accessed 2017.5.2)

Guatemala ATRAHDOM.

https://www.facebook.com/atrahdom.guatemala (accessed 2017.5.2)

Perú SINTRAHOGARP

https://www.iesiperu.org.pe/documentos/publicaciones/33-Planificacionestrategica2007-2012 SINTRAHOGARP.pdf(accessed 2017.5.2)

República Dominicana ASOMUCI

https://www.facebook.com/ASOMUCI/ (accessed 2017.5.2)

Human Rights Watch (2013a) Claiming Rights: Domestic Worker's Movements and Global Advances for Labor Reform. October, 27, 2013.

https://www.hrw.org/sites/default/files/related\_material/2013\_Global\_DomesticWorkers.pdf #search=%27Human+Rights+Watch++Claiming+Rights%27 (accessed 2016.9.2)

——— (2013b) The ILO Domestic Workers Convention: New Standards to Fight Discrimination, Exploitation, and Abuse.

 $https://www.hrw.org/sites/default/files/related\_material/2013ilo\_dw\_convention\_brochure. \\ pdf \ (accessed 2016.9.8)$ 

OIM (2012) Perfil Migratorio de Nicaragua,

http://www.migracion-ue-alc.eu/index.php/es-ES/datos-migratorios/perfiles-migratorios (accessed 2014.7.28)

OIT Ratificación Internacional del Trabajo. Ratificación del C189.

http://www.ilo.org/dyn/normlex/es/f?p=NORMLEXPUB:11300:0::NO::P11300\_INSTRUMENT\_ID:2551460 (accessed 2016.9.2)

 $https://dgfss.files.wordpress.com/2015/03/articulo\_trabajodomesticoremuneradoenamericalatina oit 2009.pdf (accessed 2017.5.3)$ 

# La ratificación de "El Convenio sobre las Trabajadoras y los Trabajadores Domésticos" en los países de América Latina

Reiko Matsuhisa

Actualmente se estima que el número de trabajadores domésticos en el mundo es de cincuenta y tres millones. Se dice que una de cada trece trabajadoras son trabajadoras domésticas. La mayoría son mujeres, niñas y entre ellas muchas son migrantes. Según la Organización Internacional del Trabajo (OIT), el treinta por ciento de las trabajadoras domésticas están fuera de la protección de la ley de trabajo, y no tienen tiempo límite de trabajo, salario mínimo, pago de horas extras, descanso semanal, licencia de maternidad, ni seguridad social garantizada.

En 2011, se adoptó el Convenio sobre las Trabajadoras y los Trabajadoras Domésticos (No. 189) en la Asamblea General de la OIT. Este convenio entró en vigor en 2013 ratificado por catorce países, entre ellos ocho países latinoamericanos; Argentina, Bolivia, Colombia, Costa Rica, Ecuador, Nicaragua, Paraguay, y Uruguay. Posteriormente en 2015 Chile, República Dominicana y Panamá lo ratificaron. En Latinoamérica, el número total de trabajadores domésticos es de 19,593,000 que representa el 7,6 % del empleo total. Entre ellos el 92 % son mujeres. Esto representa un 17.4 % del empleo total de las mujeres.

Las trabajadoras domésticas prestan servicios remunerados en casas particulares, es decir, en un espacio privado y de esta manera contribuyen a la reproducción de la vida de sus patrones. Ellas trabajan en duras condiciones, sin contrato fijo, ni seguro social, y con un nivel de salario muy bajo. Después de los 90s, las migrantes latinoamericanas realizan este

trabajo en los países extranjeros. El convenio sobre las trabajadoras y los trabajadores domésticos fue establecido para mejorar esta situación, pero para mejorar sus condiciones laborales aún hay muchas dificultades. Es indispensable la ayuda internacional para apoyar la iniciativa de las trabajadoras domésticas para organizarse en sindicatos y grupos de trabajadoras. En este artículo, analizamos investigaciones anteriores sobre cómo se relacionan los sindicatos y las organizaciones de trabajadoras domésticas con la ratificación de este Convenio.